

令和2年3月3日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

- |  |    |
|--|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故<br>(うち石油ふろがま1件、石油給湯機付ふろがま1件、<br>ガスこんろ(都市ガス用)1件)   | 3件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因が疑われる事故<br>(うちポータブル電源(リチウムイオン)1件)  | 1件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因か否かが特定できていない事故<br>(うちレンジフード1件、電気ストーブ(オイルヒーター)1件、<br>電気ストーブ1件、携帯電話機(スマートフォン)1件、<br>電子レンジ1件、ウォーターサーバー1件) | 6件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及<br>び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審<br>議を予定している案件<br>該当案件なし                                    |    |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：鈴木、柳川、牧野

電 話：03(3507)9204(直通)

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発都道府県	備考
A201901174	令和元年12月13日	令和2年2月27日	石油ふろがま	JPK-N6	株式会社長府製作所	火災	施設で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	新潟県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月12日
A201901175	令和2年2月16日	令和2年2月27日	石油給湯機付ふろがま	KIBF-3800SG	株式会社長府製作所	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	山形県	製造から20年以上経過した製品
A201901183	令和2年2月16日	令和2年2月27日	ガスこんろ(都市ガス用)	PA-340WA-R	株式会社パロマ	火災 軽傷1名	当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	静岡県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発都道府県	備考
A201901176	令和元年10月1日	令和2年2月27日	ポータブル電源(リチウムイオン)	PS5B	高山企画株式会社(輸入事業者)	火災	事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	愛知県	令和元年10月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月1日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901177	令和2年1月5日	令和2年2月27日	レンジフード	火災	当該製品を使用中、当該製品内部を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月12日
A201901178	令和元年12月16日	令和2年2月27日	電気ストーブ(オイルヒーター)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮城県	令和2年1月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月19日
A201901179	令和2年2月9日	令和2年2月27日	電気ストーブ	火災	当該製品を使用中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	製造から30年以上経過した製品
A201901180	令和2年1月31日	令和2年2月27日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月14日
A201901181	令和2年2月11日	令和2年2月27日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、当該製品の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A201901182	令和2年1月17日	令和2年2月27日	ウォーターサーバー	重傷1名	幼児(1歳)が当該製品のドレン排水部の蓋を外したところ、お湯が出て火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月17日

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

ポータブル電源（リチウムイオン）（管理番号:A201901176）

